

◎危機管理マニュアル（土砂災害避難確保計画）

紀の川市立麻生津小学校

作成：令和 元年 5月16日

修正：令和 2年 4月27日

1. 目的

土砂災害避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、紀の川市立麻生津小学校近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、紀の川市立麻生津小学校に勤務する全職員（以下「職員」という）とすべての児童に適用する。

【施設名：紀の川市立麻生津小学校 の状況】

平日：利用者 27名、施設職員 9名（夜間：利用者 0名、施設職員 0名）

休日：利用者 0名、施設職員 0名

2. 防災体制に関する事項

【各班の任務と組織】

①各班の任務

○指揮

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

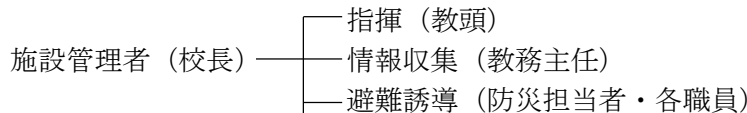
○情報収集

テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。

○避難誘導

避難勧告の情報が発令された場合、また、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合は、児童生徒を安全な場所へ避難誘導する。

②組織図



【事前対策】

台風の接近など、あらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、各職員の役割分担を再確認する。

※ 職員の参集基準や連絡網

連絡先	担当部署	電話番号	備考
紀の川市役所	危機管理消防課	0736-77-2511	警報発令時は24h体制
	高齢介護課		
	障害福祉課		
	こども課		
	教育委員会		
那賀消防組合		119 (0736-61-0119)	
岩出警察署		110 (0736-63-0110)	
公立那賀病院		0736-77-2019	月・火・水・木・金 8:00～11:00 ※診療科目により受付内容が異なりますので確認必要
名手病院		0736-75-5252	月・火・木・金 9:00～12:00

【情報収集及び伝達】

情報収集班は、気象情報・気象警報・避難勧告等の情報について、次表に示す方法により情報を収集し、指揮班・避難誘導班へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市教育委員会等へ通報する。

表 1 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	職員共有方法
気象情報	市役所等 テレビ・インターネット	口頭
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ・インターネット	口頭
避難勧告等 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示等	市役所等 テレビ・インターネット	口頭

情報内容	取得機関	連絡先及び URL
台風や地震等の各種 気象情報を取得	気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/
	和歌山地方気象台	073-432-0632
河川の情報を取得	国土交通省ホームページ 「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/kawabou/ipAreaJump.do?gameId=01-
土砂災害情報を取得	わかやま土砂災害マップ	http://kasensabo02.pref.wakayama.jp/mainDosh.html?scd=200
県内の防災情報	防災わかやま	http://bousai-portal.pref.wakayama.lg.jp/
県内の道路情報を取得	和歌山県道路情報	http://www2.wagmap.jp/wakayamadoro/top/
市内の避難勧告等の 情報を取得	紀の川市ホームページ	http://www.city.kinokawa.lg.jp/
	危機管理消防課	0736-77-2511
停電の情報を取得	関西電力	https://www.kepco.co.jp/sp/teideninfo/0800-777-3081
電話に関する情報を取得	NTT 西日本	113
地デジ・データ放送 による防災情報の取得	テレビ和歌山及び NHK 和歌山放送局	地デジ対応テレビのリモコンの「dボタン」を押す

表 2 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象 情報	担当者	伝達 手段	報告先
前兆現象	情報収集班	電話	市教委（防災担当）、消防等
被害情報	情報収集班	電話	市教委（防災担当）、消防等
避難準備 等について	避難誘導班	電話	市教委（防災担当）、消防等
避難開始 等について	避難誘導班	校内放送	職員、児童
		口頭 電話	市教委（防災担当）、消防等

3. 避難誘導に関する事項

【避難基準】

①市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合、避難を開始する。

- ・ 避難開始基準：避難準備情報の発令

②自主避難の判断

ア) 気象庁からの情報に基づく判断

- ・ 大雨（土砂）警報や大雨特別警報

URL:https://www.jma.go.jp/warm/f_3020800.html

- ・ 土砂災害警戒情報（土砂災害メッシュ情報等による）

URL:<http://kasensabo02.pref.wakayama.jp/mainDosha.html?scd=200>

イ) 次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、校舎内から確認できる範囲で把握し、市教委に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・ がけの表面に水が流れ出す。 ・ がけから水が噴き出す。 ・ 小石がパラパラと落ちる。 ・ がけからの水が濁りだす。 ・ がけの樹木が傾く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の根の切れる音がする。 ・ 樹木の倒れる音がする。 ・ がけに割れ目が見える。 ・ 斜面がふくらみだす。 ・ 地鳴りがする。

【避難方法】

①原則として、小学校最上階の教室へ避難する。その他、状況に応じて適宜判断する。

②避難完了確認のため、各教室の未避難者の有無を確認する。

【避難の実施】

避難にあたっては、校内放送等で、「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します。」と、職員・児童生徒に周知を促す。

4. 避難の確保を図るための校舎の整備に関する事項

○情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する資器材として、表3に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表3 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	職員室：名簿（職員、児童）、タブレット、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、携帯電話 保健室：常備薬、寝具、防寒具、水、食料

5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

【防災教育】

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ①土砂災害の前兆現象について
- ②情報収集及び伝達体制
- ③避難判断・誘導
- ④本避難確保計画の周知

【訓練】

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するために行う。

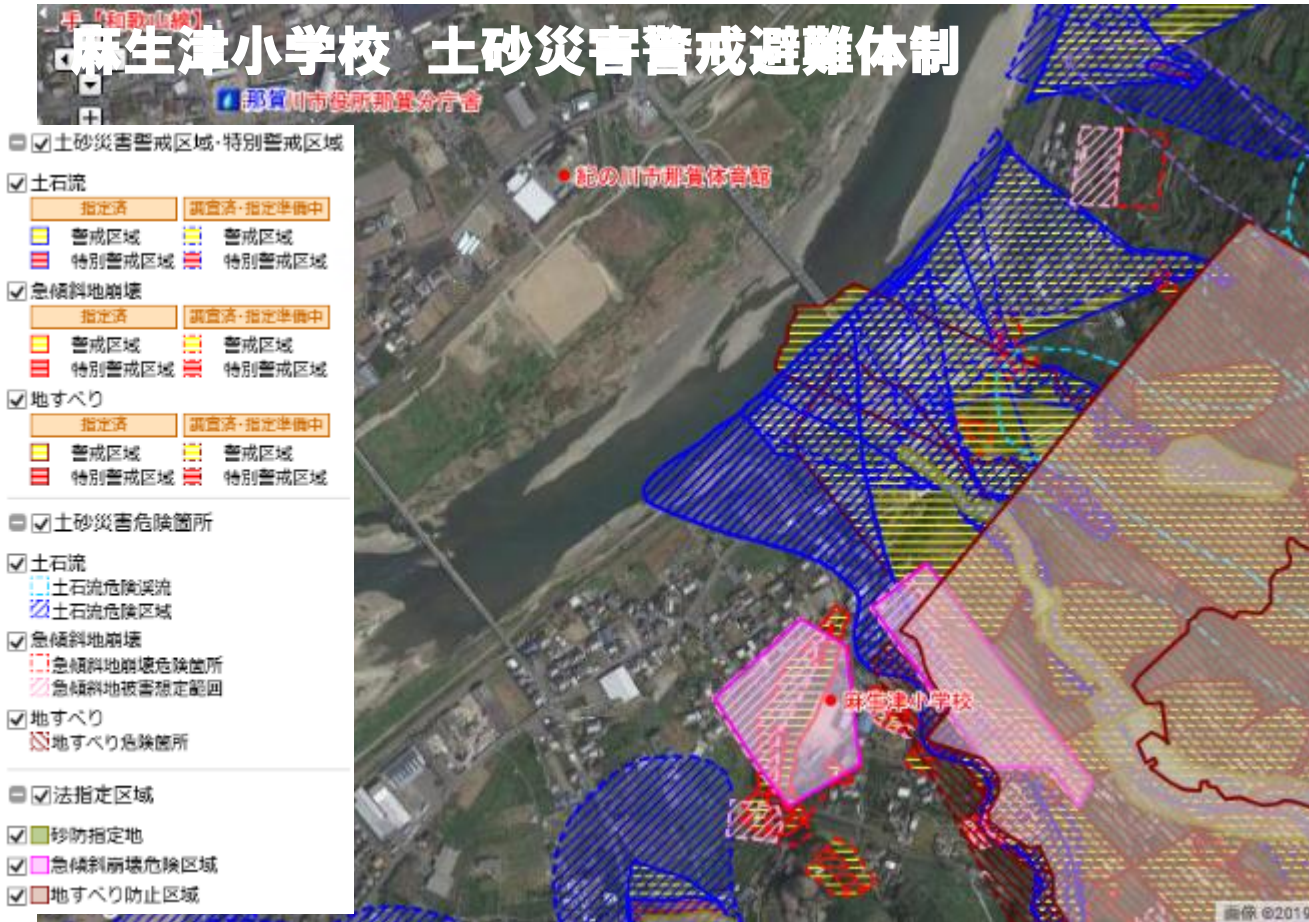
- ①訓練内容
- ②情報収集及び伝達
- ③避難判断
- ④避難訓練

【訓練の実施時期】

○訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね1回行う。

○全職員・児童を対象とした、情報収集・伝達及び避難誘導訓練を、出水期前（6月まで）に実施する。

大雨時の対応



避難準備【気象情報の入手】

- 1) テレビ、ラジオ
 - 2) 防災情報メールからの情報の入手
 - 3) インターネット
- ①気象庁（レーダ雨量、今後の降雨予測を確認
<https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/>)
- ②和歌山県土砂災害警戒情報
<http://kasensabo02.pref.wakayama.jp/mainDosh a.html?scd=200>
- 【大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報に注意！】

避難開始の判断

判断基準

- 1) 土砂災害警戒情報が発表される。
 - 2) 土砂災害メッシュ情報において、施設周辺のメッシュの色が黄色・赤色が表示されている。
 - 3) 施設周辺で土砂災害が発生した。
 - 4) 麻生津川の土砂災害の前兆現象が見られた。（山鳴り、沢水の急激な濁り等）
- ※判断に迷ったら紀の川市や和歌山県、气象台に確認



「避難完了」の確認報告

- 1) 避難本部（校舎3階）への報告
- 2) 児童保護者への連絡
- 3) 紀の川市（危機管理消防課）への報告
0736-77-2511
- 4) 避難解除の打診

「避難開始」の館内アナウンス

1・2階部分は土石流災害の危険があります。
速やかに校舎3階以上に避難して下さい。

避難